

令和 6 年 1 2 月 5 日

都市整備部建築課

江東区事務手数料条例の改正概要について

1 改正理由

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号、以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正するとともに規定の整備を行う（都市整備部関係手数料）。

2 改正概要

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、木造建築物に係る建築確認・検査において審査省略が可能となる規模が見直され、平家かつ延べ面積 200 m^2 以下となるため、確認申請手数料等の額を変更する。

現行		改正（令和 7 年 4 月以降）
（一部の規定）審査省略可		（一部の規定）審査省略可
階数 2 以下 かつ	⇒	<u>平家</u> かつ
延べ面積 500 m^2 以下		延べ面積 <u>200 m^2</u> 以下

- (2) 建築物省エネ法の一部改正に伴い、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられるため、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の額を追加・変更する。

	現行			改正（令和 7 年 4 月以降）	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2,000 m^2 以上)	適合義務	届出義務		適合義務	<u>適合義務</u>
中規模 (300 m^2 以上)	適合義務	届出義務	⇒	適合義務	<u>適合義務</u>
小規模 (300 m^2 未満)	説明義務	説明義務		<u>適合義務</u>	<u>適合義務</u>

- (3) その他所要の規定を整備する（建築基準法の一部改正に伴う、項ずれへの対応）。

3 施行期日（予定）

令和7年4月1日から施行する。ただし、2(3)については公布の日から施行する。

4 改正時期

令和7年第一回区議会定例会に提案予定